

○宮代町立図書館設置及び管理条例

平成 5 年 12 月 15 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 図書その他の資料の提供を中心とする諸活動によって、町民の文化・教養・調査・研究・レクリエーション等に資するため、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、宮代町立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮代町立図書館	宮代町字百間 1139 番地

(管理)

第 3 条 図書館は、宮代町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(業務)

第 4 条 図書館は、法第 3 条の規定に基づき、次の業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 貸出、読書案内、調査相談
- (3) 他の図書館、公的機関との連絡・協力・相互貸借
- (4) 各種事業の主権及び奨励
- (5) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業

(職員)

第 5 条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

2 図書館に名誉館長を置くことができる。

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日

(2) 月曜日。ただし、その日が休日である場合を除く。

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

(4) 館内整理日(毎月末日)

(5) 特別整理期間(毎年春秋にそれぞれ7日以内)

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第4号に規定する休館日が土曜日、日曜日又は休日(以下「休日等」という。)である場合は、休日等以外の日で教育委員会があらかじめ指定する日を休館日とする。

3 教育委員会は、前2項に規定する休館日のほか、図書館の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

曜日	時間
火・水・木曜日	午前10時から午後6時まで
金曜日	正午から午後7時まで
土・日・休日	午前10時から午後5時まで

2 教育委員会は、図書館の管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(有料施設の利用)

第8条 研修室、ホール、展示ホール及び附属設備(以下「有料施設等」という。)を利用することができる者は、町内に在住、在勤又は在学しているものとする。

2 有料施設等を利用できる時間は、開館時間内とする。ただし、特別の理由により教育委員会が許可した場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第9条 図書館の有料施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(有料施設等の利用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、有料施設等の利用を許可しないことができる。

(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(2) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とするとき。

(3) 前 2 号に掲げるものほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 11 条 有料施設等の利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第 12 条 町長は、別に定めるところにより、有料施設等の使用料について免除することができる。

(使用料の還付)

第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 図書館の管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき又は利用を中止したとき。

(2) 利用者が自己の責めに帰しない理由により、図書館を利用することができなかつたとき。

(損害賠償)

第 14 条 入館者及び図書館資料の館外貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備、資料等を忘失若しくは損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第 15 条 教育委員会は、図書館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(利用者の秘密を守る義務)

第 16 条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第 17 条 法第 16 条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民(宮代町市民参加条例(平成 15 年宮代町条例第 29 号)第 2 条第 1 号に掲げる者をいう。)の中から任命する。

5 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

6 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理の場合における規定の適用)

第18条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる図書館の管理に関する業務を行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) 図書館の有料施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 図書館の施設の維持管理に関する業務
- (4) 使用料の納入及び使用料の免除、使用料の返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項に掲げる業務を行うときは、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、図書館の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、図書館の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項に掲げる業務を行う場合における第8条から第10条まで、第12条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「町長」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

4 指定管理者が指定管理業務を行う場合における第11条から第13条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第19条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に図書館の施設等の使用に係る利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表に定める利用料金の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 30 号)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の進修館条例等の規定は、平成 13 年 1 月 1 日以後の利用に係る許可の申請から適用する。

附 則(平成 17 年条例第 42 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 25 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 53 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 11 条関係)

施設等の名称	単位	使用料
研修室	1 時間	300 円
ホール	1 時間	1,500 円
展示ホール	1 日	300 円
附属設備	規則で定める額	